

2020年5月7日

## 美容医療における新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン

一般社団法人 日本美容外科学会(JSAS)  
理事長 保志名 勝

### (背景)

専門委員会議の提言案で感染拡大防止と社会経済活動を両立させる上で「新しい生活様式」を実践する必要があるとしている。

その中で、社会経済活動を再開するにあたっては業種ごとに感染拡大を予防するガイドラインを作り創意工夫することを強く求めている。

### (目的)

JSAS 会員の美容医療機関において新型コロナウイルス感染拡大を予防しつつ、患者様のニーズに応えるための社会経済活動を行うにあたって、留意すべきことを本ガイドラインに示す。JSAS 会員において、標準予防策を遵守した上で本ガイドラインに準じて診療行為を行うことを強く推奨する。

### (院内環境)

院内での感染拡大防止するために以下の院内環境の対策を講ずること

- ・患者や医療従事者が接触する場所に対して、消毒用アルコール、次亜塩素酸水もしくは次亜塩素酸ナトリウムによる定期的な院内消毒を行う。  
(診察室、待合室、受付、ドアノブ、パウダールーム、トイレ、電話、PC、各種スイッチ等)
- ・院内における定期的な換気を行う。

### (医師、職員への対応)

- ・各自出勤前に体温計測と症状の有無をチェックし、「37.5 度以上の発熱」、「風邪のような症状」、「強いだるさや息苦しさ」がある場合は出勤させず、電話、メール等で職場管理者と相談し、自宅待機での経過観察や医療機関、保健所等へ連絡し指示を受けるように促す。
- ・診療中はマスクの着用を徹底する。
- ・手洗い、うがい、手指消毒を徹底する。手指衛生を実施しないまま、自身の目や顔面を触れないようにする。
- ・医師、職員同士の距離確保する。事務室や医療者控室では、共有物を減らし、集団で食事をする際にはリスクがあることを認識する。
- ・市中や医療従事者間での感染を防ぐために、「三つの密」を避ける行動を徹底するように促す。

(患者様への対応)

(1) 診療予約および来院前

「37.5 度以上の発熱」、「風邪のような症状」、「強いだるさや息苦しき」がある場合やこれらの症状に加えて、発症 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行地域に渡航歴のある者もしくは新型コロナウイルス感染者と濃厚な接触があった場合は、必ず事前に最寄りの保健所あるいは医療機関に電話で相談し、指示を受けて頂くように促す。また、上記に該当する場合の予約に関しては、外出可能になるまで延期する。

クリニック内の待合室や廊下では患者同志の距離を確保できるように配慮した診療予約とする。

(2) 来院時

来院時にはマスクの着用する。来院時は検温を実施し、37.5 度以上の発熱あるいは上記の症状が認められた場合は、当日の診療は行わない。

(治療時について)

- ・ 患者との距離が近くなるため、特に顔面手術などにおいては、サージカルマスク、ゴーグル又はフェイスシールド、ガウン及び手袋を装着すること

以上のガイドラインに沿って診療にあたるよう徹底してください。

また、今後の感染状況や疫学的所見等によりこのガイドラインは変更されることがあります。

(参考資料) 厚生労働省

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627560.pdf>
- ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について (その3)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000620705.pdf>
- ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について (その2)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599357.pdf>
- ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について (自治体宛て)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599357.pdf>
- ・ 医療機関等における新型コロナウイルス感染症への対応について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000600303.pdf>
- ・ 標準的な感染予防策  
[https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070508-5\\_0002.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/070508-5_0002.pdf)
- ・ 医療施設等における感染対策ガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/pdf/08-06-04.pdf>

\*アドレスをクリックしてもリンク先に行けない場合は、アドレスをコピーしてご参照ください。